

○内閣府令第三十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(申請及び届出の一般的手続)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、<u>法定代理人(営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に限る。次条第三項第四号並びに第八条第二項第一号及び第三号において同じ。)</u>がある場合には、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)がなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>3 「略」 (質屋の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二条第一項の規定による質屋の許可申請書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 <u>法定代理人のあるときは、その住所、氏名及び生年月日(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者その他業務を行う役員</u>の住所、氏名及び生年月日)</p> <p>五 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p>	<p>(申請及び届出の一般的手続)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、<u>法定代理人又は保佐人がある場合には、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</u>がなければならない。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>3 「同上」 (質屋の許可の申請)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 <u>法定代理人又は保佐人のあるときは、その住所及び生年月日(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び生年月日並びにその業務を行う役員</u>の住所、氏名及び生年月日)</p> <p>五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第四号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

二 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 代表者その他業務を行う役員に係る前号イからハまでに掲げる書類

三 管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及びハに掲げる書類並びに法第三条第一項第九号ロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

四 法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イ及びロに掲げる書類（法人の場合は、第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る第一号イ及びロに掲げる書類）

4 質屋がすでに許可を受けている営業所以外の営業所について同一公安委員会から許可を受けようとする場合又は古物商若しくは古物市場主が当該許可を受けた公安委員会から質屋営業の許可を受けようとする場合の許可申請書には、前項に規定する書類を添えることを要しない。ただし、当該営業所に管理者を設けようとする場合において、現

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ 成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 代表者その他業務を行う役員に係る前号イ及びロに掲げる書類

三 管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及びロに掲げる書類

四 法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イに掲げる書類（法人の場合は、第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る第一号イに掲げる書類）及び後見に関する証明書

4 質屋がすでに許可を受けている営業所以外の営業所について同一公安委員会から許可を受けようとする場合又は古物商若しくは市場主が当該許可を受けた公安委員会から質屋営業の許可を受けようとする場合の許可申請書には、前項に規定する書類を添えることを要しない。ただし、当該営業所に管理者を設けようとする場合において、現に当

に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である者以外の者を管理者とする場合にあっては、許可申請書に前項第三号に規定する書類を添えなければならぬ。

〔5 略〕

(心身の故障により業務を適正に行うことができない者)

第三条の二 法第三条第一項第四号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第三条第一項第九号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(管理者の新設又は変更の許可申請)

第五条 法第四条第一項の規定による管理者の新設又は変更の許可申請書には、新設し、又は変更しようとする管理者の本籍、住所、氏名、生年月日及びその事由を記載し、新たに管理者にしようとする者に係る第二条第三項第一号イ及びハに掲げる書類並びに法第三条第一項第九号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。ただし、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である場合は、この限りでない。

(営業内容変更の届出)

第八条 質屋は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じたときは、十日以内に、その事実及び事由を記載した届書を、管轄公安委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

該質屋又は古物商の営業所の管理者である者以外の者を管理者とする場合にあっては、許可申請書に前項第三号に規定する書類を添えなければならない。

〔5 同上〕

〔条を加える。〕

(管理者の新設又は変更の許可申請)

第五条 法第四条第一項の規定による管理者の新設又は変更の許可申請書には、新設し、又は変更しようとする管理者の本籍、住所、氏名、生年月日及びその事由を記載し、新たに管理者にしようとする者に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類を添えなければならない。ただし、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である場合は、この限りでない。

(営業内容変更の届出)

第八条 質屋は、次に掲げる事項の一に該当する事実が生じたときは、十日以内に、その事実及び事由を記載した届書を、管轄公安委員会に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 法定代理人の異動若しくは新たな選任又はその住所若しくは氏名（法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しくは名称）の変更

三 質屋又はその法定代理人が法人の場合は、代表者その他業務を行う役員の変更又はその住所若しくは氏名の変更

〔四・五 略〕

2 前項第二号又は第三号の届書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類（法人の場合は、同項第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る同項第一号イ及びロに掲げる書類）

二 質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イからハまでに掲げる書類

三 法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類

（物品を質に取る場合の確認の方法）

第十六条 法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。

二 法定代理人若しくは保佐人の異動若しくは新たな選任又はその住所若しくは氏名（法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しくは名称）の変更

三 質屋又はその法定代理人若しくは保佐人が法人の場合は、代表者その他業務を行う役員の変更又はその住所若しくは氏名の変更

〔四・五 同上〕

2 〔同上〕

一 法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イに掲げる書類（法人の場合は、同項第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る同項第一号イに掲げる書類）及び後見に関する証明書

二 質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及びロに掲げる書類

三 法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の場合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イに掲げる書類

（物品を質に取る場合の確認の方法）

第十六条 法第十三条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。

2 「略」

(帳簿)

第十七条 法第十三条に規定する帳簿は、別記様式第三号及び第四号によらなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十八条 法第十三条各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十四条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(質受証)

第十九条 法第十五条第二項に規定する質札は、別記様式第五号、通帳は、別記様式第六号によらなければならない。

(質物を返還する場合の確認の方法)

第二十条 法第十七条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

2 「同上」

(帳簿)

第十七条 法第十四条に規定する帳簿は、別記様式第三号及び第四号によらなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十八条 法第十四条各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十五条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「同上」

(質受証)

第十九条 法第十六条第二項に規定する質札は、別記様式第五号、通帳は、別記様式第六号によらなければならない。

(質物を返還する場合の確認の方法)

第二十条 法第十八条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受けもどしの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

二 質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、質契約の年月日並びに受戻しの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その資料及び答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

三 質札又は通帳を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合には、質屋は、相手方から質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び氏名、質置主と相手方との間における質物の受取についての権利関係、質置主の住所及び年齢並びに受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

四 質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から、その相手方が質物を受け戻すことについて正当な権限を有する者であることを証するに足りる資料の提示を受け、その相手方の住所、氏名及び職業、質契約の年月日、質置主の住所、氏名、職業及び年齢並びに受戻しの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

2 質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取について正当な権限を有する者であることを確認するために確かめなければならない事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についての

二 質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、質契約の年月日並びに受けもどしの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その資料及び答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

三 質札又は通帳を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合には、質屋は、相手方から質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び氏名、質置主と相手方との間における質物の受取りについての権利関係、質置主の住所及び年齢並びに受けもどしの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

四 質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から、その相手方が質物を受けもどすことについて正当な権限を有する者であることを証するに足りる資料の提示を受け、その相手方の住所、氏名及び職業、質契約の年月日、質置主の住所、氏名、職業及び年齢並びに受けもどしの請求に係る質物の品目、数量及び特徴を質問し、かつ、その答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。

2 質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取について正当な権限を有する者であることを確認するために確かめなければならない事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についての

確認の方法を行なわないことができる。

(許可証等の提示)

第二十一条 質屋又はその従業者が法第十八条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項第二号の古物市場に立ち入ろうとするときは、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、古物市場主に提示しなければならない。

第5号（質札）

第 号	質 札
質契約の日	年 月 日
貸付金額	円
品目及び数量 流質期限	年 月 日
殿	営業所の所在地 営業所の名称 氏 名

- 備考 1 下部の余白又は裏面に、法第16条第1項（営業所内に掲示すべき事項）に定める掲示事項を記載しておくこと。
2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
3 裏面に、質置主が他人に質物の受戻しを委任する場合に、その旨をこの質札をもって証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。

の確認の方法を行なわないことができる。

(許可証等の呈示)

第二十一条 質屋又はその従業者が法第十九条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第一条第三項の市場に立ち入ろうとするときは、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、市場主に呈示しなければならない。

第5号（質札）

第 号	質 札
質契約の日	年 月 日
貸付金額	円
品目及び数量 流質期限	年 月 日
殿	営業所の所在地 営業所の名称 氏 名

- 備考 1 下部の余白又は裏面に、法第17条第1項（営業所内に掲示すべき事項）に定める掲示事項を記載しておくこと。
2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
3 裏面に、質置主が他人に質物の受けもどしを委任する場合に、その旨をこの質札をもって証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。

備考
表中の「」の記載は注記である。

第6号 (通帳)

(表)

第 号 通 帳 殿 営業所の所在地 営業所の名称 氏 名
--

(裏)

(質屋営業法第16条第1項による揭示事項)

番号	質契約 年月日	品目	数量	貸付 金額	受戻し 年月日	流賃 期限

第6号 (通帳)

(表)

第 号 通 帳 殿 営業所の所在地 営業所の名称 氏 名
--

(裏)

(質屋営業法第17条第1項による揭示事項)

番号	質契約 年月日	品目	数量	貸付 金額	受けもど し年月日	流賃 期限

(警備業法施行規則の一部改正)

第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によつてとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔二〇へ 略〕</p> <p>〔二一・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によつてとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔二一・三 同上〕</p> <p>〔二〇へ 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和六十年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(風俗営業の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法律」という。)第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 申請者が個人である場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。) 〕には、次に掲げる書類</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書</p> <p>ニ 〔略〕</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>七 申請者が法人である場合(次号に該当する場合を除く。) 〕には、</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(風俗営業の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。) 〕及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。) 〕の長の証明書</p> <p>ニ 〔同上〕</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p>

<p>次に掲げる書類</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者の いづれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>「八〇十一 略」</p>	<p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる 者のいづれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>「八〇十一 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(心身の故障により業務を適正に行うことができない者)</p> <p><u>第一条</u> 探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第五号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(届出書等の提出)</p> <p><u>第一条の二</u> 法及びこの府令の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出書又は申請書を提出する場合においては、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。</p> <p>(探偵業の開始の届出)</p> <p>第二条 「1・2 略」</p> <p>3 法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(届出書等の提出)</p> <p><u>第一条</u> 探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)及びこの府令の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出書又は申請書を提出する場合には、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。</p> <p>(探偵業の開始の届出)</p> <p>第二条 「1・2 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 成年被後见人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条</p>

<p>第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 役員に係る法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>ニ 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 役員に係る法第三条第一号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第二条第四項の改正規定及び同規則第二十一条の改正規定（「第一条第三項の市場」を「第二条第二項第二号の古物市場」に、「市場主」を「古物市場主」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正前の質屋営業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の質屋営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。